

普通保険約款 ～地震被災者のための生活再建費用保険～

■第1条（用語の定義等）

- この約款において使用する用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。
- (1) お客様
保険証券等に記載された保険契約者をいいます。
 - (2) 被保険者
保険証券等に記載された、この保険の補償の対象となられる方をいいます。
 - (3) 保険証券等
この保険契約の保険証券または保険契約継続証をいいます。
 - (4) 保険契約継続証
この保険契約を継続したときに弊社がお客様に交付する書面のことをいいます。
 - (5) 弊社
この保険契約をお引受けする日本震災パートナーズ株式会社をいいます。
 - (6) 保険期間
この保険契約により被保険者のお住まいを補償する期間のことで、保険証券等に保険期間として記載された期間をいいます。
 - (7) 地震等
地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
 - (8) 地震等による損害
地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失により生じた損害をいいます。
 - (9) 新耐震基準
昭和56年6月1日時点の建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基づく耐震基準をいいます。
 - (10) 生計を一にする親族
被保険者と日常生活の資を共にする親族をいいます。勤務、修学、療養等の都合上、被保険者と日常の起居を共にしていない親族であっても、勤務、修学等の余暇には被保険者のもとで起居を共にすることを常例としている親族や、被保険者が、常に生活費、学資金、療養費等の送金を行なっている親族を含みます。
 - (11) 被保険者のお住まい
被保険者が所有権の一部または全部を有し、かつ居住する住宅（区分所有権を有する場合の居住の用に供する専有部分を含みます。）をいいます。単身赴任等により、一時的に被保険者が居住していない場合においても、被保険者と生計を一にする親族が居住している場合には、被保険者が居住

- している住宅とみなします。ただし、保険証券等に記載された住宅に限ります。
- (12) 世帯人数
被保険者および被保険者のお住まいに同居する方（被保険者と生計を一にする親族のうち、修学、療養等の都合により一時的に被保険者のお住まいに居住していない方を含みます。）の合計人数をいいます。
 - (13) 防災証明書
政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体などが、地震等による損害を被った家屋について調査を実施のうえ、「全壊」、「半壊のうち大規模半壊（以下、「大規模半壊」といいます。）」および「半壊のうち大規模半壊に該当しないもの（以下、「半壊」といいます。）」の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行されます。
 - (14) 被害認定
平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知および平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき、地方自治体から調査を実施のうえ行う地震等による損害の認定をいいます。
 - (15) 保険金
この保険により支払われる生活再建費用保険金をいいます。
 - (16) 危険
損害の発生の可能性をいいます。
 - (17) 危険増加
告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
 - (18) 告知事項
危険に関する重要な事項のうち、弊社が定める保険契約申込書の記載事項もしくは弊社の運用するインターネット上の契約情報画面の入力事項または継続契約変更届出書兼更改告知書の記載事項とすることによって弊社が告知を求めたものをいいます。
 - (19) 支払責任
弊社が被保険者のお住まいについて地震等による損害が発生した場合に保険金を支払うための責任をいいます。

■第2条（保険金をお支払いする場合）

弊社は、被保険者のお住まいが、保険期間内に、地震等による損害を被り、その結果として下表のお支払いする被害認定に該当した場合は、下表のお支払いする金額に定める金額を保険金として被保険者にお支払いします。

お支払いする被害認定	お支払いする金額
全壊	保険金額
大規模半壊	保険金額×2分の1
半壊	保険金額×6分の1*

- ※ お支払いする金額により算出した金額に千円未満の端数が発生した場合には、その端数を四捨五入した金額をお支払いする金額とします。
2. 被保険者のお住まいについて、地震保険の契約（地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第2条（定義）第2項に定める地震保険契約をいいます。）が締結されている場合においても、この保険契約によって支払われる保険金は減額されません。

■第3条（保険期間と支払責任との関係）

- 弊社は、被保険者のお住まいが、前条第1項の規定により被害認定を受けた後、保険期間内に新たに地震等による損害を被り、その結果として新たに前条に定めるお支払いする被害認定に該当した場合には、前条の規定のとおり保険金をお支払いします。
2. 弊社が1保険期間中に保険金を複数回支払う場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

3. 前2項の規定にかかわらず、1保険期間中に弊社がこの保険契約により被保険者にお支払いする保険金の総額は、保険証券等に記載される保険金額を限度額とします。
4. 弊社は、被保険者のお住まいが、保険期間中に地震等による損害を被り、その被害認定が保険期間終了後になされた場合であっても保険金をお支払いします。

■第4条（お客様に対する通知の方法）

弊社が、この保険契約において、お客様に通知を行う場合は、保険証券等に記載されたお客様の住所（以下「お客様の住所」といいます。）にあてた書面または保険証券等に記載されたお客様の電子メールアドレス（以下「お客様のメールアドレス」といいます。）にあてた電子メールによりこれを行います（以下、「お客様に対する通知」といいます。）。

■第5条（保険金額の調整）

保険期間中に、世帯人数が減少した場合には、お客様は、弊社に対する書面による通知をもって、将来に向かって、保険金額について、世帯人数減少後の世帯人数に対する別表に規定する保険金額の上限に至るまで保険金額の減額を請求することができます。

■第6条（保険金をお支払いしない場合）

- 弊社は、地震等が発生した場合においても、次の各号に掲げるいずれかの事由により生じた地震等および損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- (1) お客様、被保険者、被保険者と同居する方またはそれぞれの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2) 前号に規定する者以外の方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によっ

- て、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下、この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性を直接または間接の原因とする事故
 2. 弊社は、保険期間が始まった後であっても、この保険契約の保険料を領収する前に生じた地震等および損害に対しては、保険金をお支払いしません。

■第7条（保険契約の申込み）

- 弊社に対して保険契約の申込みをしようとする方は、次の各号に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができます。
- (1) 弊社が定める保険契約申込書（以下、「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、これを弊社に送付すること
 - (2) 弊社の運用するインターネット上の契約情報画面（以下、「契約情報画面」といいます。）に所要の事項を入力するとともに、契約情報画面の内容を確認したうえで、これを弊社に送信すること
 2. 前項の規定により、弊社が申込書の送付または契約情報画面の送信を受けたときは、弊社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、お客様に対する通知をもって、保険料および引受け内容をお

- 知らせします。
3. お客様は、前項の通知書を受領したときは、遅滞なく通知書に記載された保険料を通知書に記載された方法で弊社に対して払い込まなくてはなりません。弊社は、保険料領収後、お客様の住所あてに保険証券等を送付します。ただし、お客様から保険契約の申込みの際に申し出があった場合には、お客様のメールアドレスあてに、保険の内容をお知らせする電子メールを送付し、またはインターネット上で契約内容を確認するためのIDおよびパスワードの交付を行い、保険証券の送付に代えます。
 4. 弊社がお客様に第2項の通知を行った日（以下、「通知日」とい

ます。)の翌日から起算して30日以内に、お客様が通知書に記載された保険料を払い込まなかった場合、弊社は、お客様に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。

5. 第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項の規定によ

■ 第8条(告知義務)

お客様または被保険者になる方は、保険契約締結の際、告知事項について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。

- この保険契約締結の際、お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について、弊社に事実を告げずまたは事実でないこともしくは事実に基づかないこと(以下「不実のこと」といいます。)を告げた場合には、弊社は、お客様に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の規定は、次の各号に掲げるいずれかの場合には適用しません。
 - 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - 弊社がこの保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた事項が不実であることを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合
 - お客様または被保険者が、第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生する前に、告知事項について書面をもって更正を弊社に申し出て、かつ弊社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、この保険契約締結の際、お客様が更正すべき事実を弊社に告げても弊社がこの保険契約を締結していたと認めるときに限り、弊社は、これを承認するものとします。
 - 弊社が前項の規定による解除の原因があることを知ったときからこの保険契約を解除せず1ヶ月を経過した場合またはこの保険契約を締結したときから5年を経過したとき。
 - 弊社のためにお客様との保険契約の締結の媒介を行う募集人(以下この条において「弊社の募集人」といいます。が、お客様または被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - 弊社の募集人が、お客様または被保険者に対し、弊社に事実を告げずまたは不実のことを告げることを勧めたとき。

■ 第9条(被保険者のお住まいに関する通知義務)

お客様または被保険者は、この保険契約締結後、次の各号に掲げるいずれかの事実が発生した場合、遅滞なくその旨を弊社に申し出なければなりません。

- 被保険者のお住まいを他の場所に移転された場合
 - 保険証券等に記載される被保険者のお住まいの構造区分に変更が生じた場合
 - 被保険者のお住まいが新耐震基準を満たさなくなった場合
2. 前項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく前項の規定による通知をしなかったときは、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定は、弊社が同項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合またはこの保険契約を締結したときから5年を経過したときには適用しません。

■ 第10条(被保険者のお住まいの転居)

保険契約締結の後、被保険者が被保険者のお住まいを転居する場合には、お客様または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

- 前項の場合において、お客様が被保険者の転居先のお住まいをこの保険契約の保険の対象とすることを申し出たときは、弊社はその申し出の

■ 第11条(お客様の住所に関する通知義務)

お客様の住所に変更があった場合は、お客様は遅滞なく、その旨を弊社に通知しなければなりません。

- お客様が前項の規定による通知を怠った場合は、弊社にお届けのあった最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時にお客様に到達したものとみなします。

■ 第12条(保険契約者の変更)

お客様は、被保険者の同意および弊社の承認を得て、保険契約上の一切の権利義務をお客様以外の者に承継させることができます。

- お客様が保険契約上の一切の権利義務をお客様以外の者に承継させることを申し出たときは、弊社はその申し出の承認の可否を審査し、承認する場合には、お客様に対する通知をもって、承認する旨をお知らせします。

■ 第13条(保険契約の無効)

お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

- この保険契約の保険期間の初日において、補償の対象となられる方(被保険者および被保険者と生計を一にする親族をいいます。)および被保険者のお住まいがこの保険契約と重複する地震被災者のための生活再建費用保険の契約が有効に存続している場合は、この保険契約は無効とします。
- 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言(以下、この項において「警戒宣言」といいます。)が発せられたときは、同法第3条(地震防災

■ 第14条(保険契約の失効)

この保険契約締結後、次の各号に掲げるいずれかの事実が発生した場合、その事実が発生した時に、この保険契約は、その効力を失います。

- 被保険者のお住まいの全部が滅失した場合。ただし、第31条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定によりこの保険契約が終了した場合を除きます。

■ 第15条(被保険者が死亡した場合の特別取扱い)

前条第4号の規定にかかわらず、被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人(以下、「法定相続人」といいます。)が、この保険契約の被保険者の地位を継承する旨を申し出て、弊社がこれを承認した場合は、この限りではありません。

- 前条第4号および前項の規定にかかわらず、被保険者のお住まいが第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いす

る解除は、通知日に遡ってその効力を生じます。

- 第2項において、引受けを行わないものについては、弊社は、お客様に対する通知をもって、引受けを行わない旨およびその理由をお知らせします。

(7) 前2号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、お客様または被保険者が第1項の規定により弊社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

- お客様または被保険者が、故意または重大な過失によって、世帯人数について、弊社に事実を告げずまたは事実でないこともしくは不実のことを告げた場合には、特に悪質である場合を除き、第2項にかかわらず、弊社は保険契約を解除しません。この場合には、保険契約締結の際の事実に基づく世帯人数による別表に定める保険金額の上限まで保険金額を減額するものとし、減額された保険金額に対する部分は将来に向かって解除するものとします。
- 第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生した際、第1項に規定する告知事項において世帯人数としてお客様が告げた人数が、第1条(用語の定義等)第12号に規定する世帯人数(この保険契約締結の際の世帯人数に限り、)より多く、かつ保険証券等に記載される保険金額が別表に規定する世帯人数に申しした保険金額の上限よりも多い場合は、当該世帯人数に応じ、保険証券等に記載される保険金額から減額して保険金をお支払いします。
- 第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生した後に第2項の解除が行なわれた場合でも、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、弊社は、保険金をお支払いしません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。
- 前項の規定は、第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことに基づかず発生した場合については適用しません。

4. 第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合には、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

5. 前項の規定による解除が第2条(保険金をお支払いする場合)第1項に規定する保険金をお支払いする事由の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、弊社は、保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、弊社は、その返還を請求することができます。

承認の可否を審査し、承認する場合には、お客様に対する通知をもって、承認する旨をお知らせします。

- 弊社は、前項の規定により承認した場合には、被保険者が被保険者の転居先のお住まいで居住を開始したときから被保険者のお住まいが変更になったものとして取り扱います。

対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する被保険者のお住まいについて当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条(警戒宣言等)第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者のお住まいを同一として引き続き締結された保険契約については、この限りではありません。

- 被保険者のお住まいの所有権を被保険者が有しなくなった場合。
- 被保険者のお住まいを被保険者が変更した場合。ただし、弊社が、第10条(被保険者のお住まいの転居)第2項に規定する承認を行った場合には適用しません。
- 被保険者が死亡した場合

る事由が発生したときから、弊社が保険金をお支払いするまでに被保険者が死亡した場合は、弊社は、民法の規定に従い、被保険者の法定相続人に対し保険金をお支払いします。この場合において、お客様と被保険者が同一のときは、法定相続人は、この保険契約(付帯される特約を含む)に規定される一切の権利および義務を継承するものとし、お客様と被保険者が異なるときは、法定相続人は、この

保険契約（付帯される特約を含む）に規定される被保険者の一切の権利および義務を継承するものとします。

3. 前項の場合において、法定相続人が2名以上であるときは、弊社は、

全ての法定相続人間の合意を確認のうえで、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は、他の法定相続人を代表するものとします。

■ 第16条（保険契約の取消し）

お客様または被保険者の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

2. 前項の規定の適用にあたっては、弊社のためにお客様との保険契約の締結の媒介を行う募集人を媒介として弊社と保険契約を締結した場合を含むものとします。

■ 第17条（お客様による保険契約の解除）

お客様は、弊社に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

■ 第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

■ 第19条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承認等の場合）

第8条（告知義務）第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2. 第8条（告知義務）第4項の規定により保険金額が減額された場合には、弊社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対して日割（10円未満の端数は四捨五入します。）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

3. 第9条（被保険者のお住まいに関する通知義務）第1項の事実の発生によって危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保

険料との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）を返還または請求します。

4. 弊社は、お客様が第1項または第3項の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

5. 第1項または第2項の規定による追加保険料を請求する場合において、前項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、弊社は、保険金をお支払いしません。

6. 前項の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金をお支払いする場合）第1項に規定する保険金をお支払いする事由については適用しません。

■ 第20条（保険料の返還—契約の無効・失効の場合）

第13条（保険契約の無効）第1項の規定により保険契約が無効となる場合には、弊社は、保険料を返還しません。

2. 第13条（保険契約の無効）第2項または第3項の規定により保険契約が無効となる場合には、弊社は、保険料の全額を返還します。

3. 保険契約が失効となる場合には、弊社は、領収した保険料のうち未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）を返還します。

■ 第21条（保険料の返還または追加保険料の請求—お住まいの転居の場合）

第10条（被保険者のお住まいの転居）の規定により、被保険者のお住まいを変更した場合であって、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）

を返還または請求します。

2. 弊社は、お客様が前項の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

■ 第22条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、弊社が保険契約を取り消した場合には、弊社は、保険料を返還しません。

■ 第23条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

第5条（保険金額の調整）の規定により、お客様が保険金額の減額を請求した場合には、弊社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し日割（10円未満の端数は四捨五入します。）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

■ 第24条（保険料の返還—契約解除の場合）

第8条（告知義務）第2項、第9条（被保険者のお住まいに関する通知義務）第2項もしくは第4項または第19条（保険料の返還または請求—告知・通知義務等の承認の場合）第4項の規定により、弊社が保険契約を解除した場合には、弊社は、未経過期間に対し日割（10円未満の端数は四捨五入します。）をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に第2条（保険金をお支払いする場合）第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生し、保険金をお支払いした場合は、保険料は返還しません。

2. 第17条（お客様による保険契約の解除）の規定により、お客様がこの保険契約を解除したときは、弊社は、領収した保険料から既経過期間（1月未満の端数は切り上げます。）に対し日割をもって計算した保険料（10円未満の端数は四捨五入します。）を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に第2条（保険金をお支払いする場合）第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生し、保険金をお支払いした場合は、保険料は返還しません。

■ 第25条（弊社による保険期間中の保険契約の変更または解除）

地震の頻発等により、弊社の保険料の計算の基礎に著しい影響をおよぼす状況が発生した場合、弊社は、弊社の定めるところにより、この保険契約の保険期間中において、未経過期間に対する保険料の増額の請求または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 巨大地震の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が不足する場合、弊社は、弊社の定めるところによ

り、保険金を削減してお支払いすることがあります。

3. 弊社は、第1条（用語の定義等）第14号に規定する被害認定の制度が変更された場合、この保険契約の保険期間中において、この保険契約を解除することがあります。この場合には、前条第1項に定める解除の場合の保険料の返還の規定にしたがって保険料を返還します。

■ 第26条（事故の通知）

お客様または被保険者は、被保険者のお住まいについて第2条（保険金をお支払いする場合）第1項に規定する保険金をお支払いする事由が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知しなければなりません。

2. 被保険者のお住まいについて地震等による損害が生じた場合は、弊社は、次のとおりの対応を行うことができます。

(1) 事故が生じたお住まいまたはその敷地内の調査

(2) お住まいおよびその敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部または一部の調査

(3) お住まいおよびその敷地内に収容されていた被保険者の所有物の一時的移転

(4) 被保険者の世帯人数の調査

■ 第27条（損害発生の場合の手続き）

弊社に対する保険金請求権は、第2条（保険金をお支払いする場合）第1項に規定する保険金をお支払いする事由が発生したときから発生し、これを行することができるものとします。

2. お客様または被保険者は、次の各号に掲げる書類を弊社に提出しなければなりません。

(1) 保険金請求書

(2) 火災証明書

(3) 住民票の写し（世帯全員の氏名が記載されたものとします。）

(4) 建物登記簿謄本

(5) 火災証明書および第3号に規定する住民票の写しにより世帯人数が確認できない場合においては、当該確認を行うために弊社が要求する書類

(6) 第4号に規定する建物登記簿謄本により被保険者のお住まいの構

造区分が確認できない場合においては、当該確認を行うために弊社が要求する建築計画概要書、建築確認証明書その他の書類

3. 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4. お客様または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第2項もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

■ 第28条（保険金の支払時期）

弊社は、お客様または被保険者が第27条（損害発生の場合の手続き）第2項の手続きを完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

2. 保険金のお支払いが前項の規定による保険金の支払時期よりも後になる場合は、弊社は、その経過日数に応じて、保険金に利息を付してお支払いします。

■第29条（代位）

弊社が保険金をお支払いした場合において、地震等による損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得したときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

1. 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
2. 前号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の

- 額を差し引いた額
2. 前項第2号の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. お客様および被保険者は、弊社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。

■第30条（時効）

保険金請求権は、第27条（損害発生の場合の手続き）第1項に定めるときの翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

■第31条（保険金支払後の保険契約）

第2条（保険金をお支払いする場合）第1項に規定する保険金の支払額が保険金額に達した場合には、保険契約は、その保険金支払の原因となった保険金をお支払いする事由が発生したときに終了します。

2. 前項の規定により、保険契約が終了した場合には、弊社は保険料を返還しません。

■第32条（保険契約の継続）

弊社は、この保険契約を継続する意思がある場合には、保険料および引受内容を記載した継続通知書および継続契約変更届出書兼更改告知書（以下、「変更届出書」といいます。）をお客様に送付します。

2. 前項の継続通知書の記載事項に変更すべき事項があるときは、お客様は、変更届出書に当該変更事項を記載のうえ、遅滞なく弊社に対しこれを返送しなければなりません。
3. 弊社が第1項の規定により継続通知書および変更届出書を送付した場合は、お客様より、この保険期間の末日または継続通知書を受領した日の翌日から起算して30日後の日のいずれか遅い日までに、この保険契約を継続しない旨の意思表示がない限り、弊社は、お客様が継続通知書の記載事項（ただし、前項の規定によりお客様が変更届出書を送付した場合は、変更届出書に記載された変更事項が反映されたものとした記載事項とします。）で継続する旨の意思表示をしたものとみなします。
4. 弊社が前項の規定により、お客様からの継続の意思表示を受けたものとみなした場合は、弊社は、この保険契約の引受けを継続します。ただし、前項に規定する変更届出書に記載された変更事項に限り、弊社は、継続後の保険契約（以下「継続契約」といいます。）の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、この保険契約を継続します。
5. 前項の規定により継続した場合、弊社は、保険契約継続証をお客様に送付します。ただし、この保険契約の申込みの際またはこの保険契約を継続するときに、お客様から申し出があった場合には、お客様のメールアドレス

アドレスにて保険契約が継続された旨をお知らせする電子メールを送付し、保険契約継続証の送付に代えます。

6. 第3項および第4項の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日までの間に、継続契約に対し弊社が行う危険測定に重要な影響を及ぼす変更が生じた場合および継続契約の内容がお客様の責に帰すべき事由により事実と異なる場合には、弊社は、お客様に対する通知により、この保険契約の継続契約を解除することができます。この場合において既に継続契約の保険料として払い込まれた金額があるときは、弊社はその金額を返還します。
7. 前項の規定による解除は、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。
8. 第4項において、引受けを行わないものについては、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、引受けを行わない旨およびその理由をお知らせします。
9. 前各項にかかわらず、保険契約が継続された後に、継続前の保険期間の保険期間中に生じた地震等による損害により、継続前の保険期間による保険金のお支払い金額が第3条（保険期間と支払責任との関係）第2項に規定する限度額に達した場合には、保険契約は継続されなかったものとみなします。この場合において既に継続契約の保険料として払い込まれた金額があるときは、弊社はその金額を返還します。

■第33条（継続契約の告知義務）

前条の規定により、この保険契約が継続される場合においては、第8条（告知義務）の規定を適用するものとします。この場合において、同条第1項、第2項、第3項第2号および第3号、第4項ならびに第5項の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、同条第3項第3号の規定中「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

■第34条（継続保険料の払込み）

お客様は、継続契約の保険料（以下、「継続保険料」といいます。）を、継続前の保険期間の末日（以下、「払込期日」といいます。）までに払い込むものとします。

■第35条（継続保険料払込み前の事故）

お客様が、継続保険料について、払込期日までに払い込まなかった場合でも、払込期日の翌日から起算して30日を経過するまでにその払込みを行った場合は、第6条（保険金をお支払いしない場合）第2項の規定は適用しません。

■第36条（継続保険料不払いによる契約の解除）

お客様が、継続保険料について、払込期日の翌日から起算して30日を経過した後もその払込みを行わなかった場合、弊社は、お客様に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

2. 前項の解除は、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

■第37条（継続契約の保険料および保険金額の見直し）

弊社は、第32条（保険契約の継続）第1項により、お客様に継続契約にかかる通知を行うに際し、弊社の定めるところにより、継続契約の保険料をこの保険契約の保険料から増額した金額に、または、継続契約の保険金額をこの保険契約の保険金額から減額した金額に見直しを行うことがあります。この場合には、見直しが行われた保険料および保険金額を各継

- 続契約の保険期間の初日から適用します。
2. 弊社は、第32条（保険契約の継続）の規定にかかわらず、想定外の巨大地震が頻発した場合や再保険市場の著しい悪化等により、継続契約の引受けが困難になった場合には、弊社の定めるところにより、この保険契約の継続をお断りすることがあります。

■第38条（通知日以降の継続契約の条件変更）

この保険契約において、第32条（保険契約の継続）第1項の通知日以後に、継続契約に適用すべき制度・料率等を変更する必要が生じた場合は、弊社は、通知された内容と異なる保険料および特約等の契約条件を継続契約に適用することができるものとします。

2. 前項の場合、弊社は、変更後の契約条件をお客様に対する書面による通知をもって、お知らせします。
3. 前項の通知を受けた場合、お客様は、この保険契約の保険期間の末日

または当該通知を受領した日の翌日から起算して14日後の日のいずれか遅い日までに、弊社に対してこの保険契約を継続しない旨の書面による意思表示を行うことができます。当該意思表示が行われた場合においては、この保険契約は継続されなかったものとみなします。この場合において、既に継続契約の保険料として払い込まれた金額があるときは、弊社はその金額を返還します。

■第39条（継続契約に適用される特約）

第32条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約が継続される場合において、同条第1項に規定する変更届出書による契約の変更の申し出がない限り、この保険契約に付帯された特約が継続契約に適用されるものとします。

■第40条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることとします。

■第41条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、弊社の本店所在地または保険金の受取人（第15条（被保険者が死亡した場合の特別取扱い）第3項に規定する代表者がいる場合はその代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

別表

世帯人数	1名	2名	3名	4名	5名以上
保険金額の上限	300万円	500万円	600万円	700万円	900万円

口座振替年払い特約

■ 第1条 (特約の適用)

- この特約は、保険契約締結の際に、弊社とお客様との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
(1)お客様の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、提携金融

機関(弊社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に、保険契約締結のときに設定されていること
(2)保険契約の締結およびお客様から弊社への弊社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月20日までになされていること

■ 第2条 (保険料の払込み)

- 保険料の払込みは、提携金融機関ごとに弊社の定める期日(以下、「払込期日」といいます。)に、指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替

による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、弊社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
3. お客様は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

■ 第3条 (保険料払込前の事故)

- 払込期日に保険料の払込みがない場合には、お客様は、保険料を払込期日の属する月の翌月の末日までに、弊社の指定した金融機関に払い込まなければなりません。

- 被保険者が、保険料払込み前の地震等による損害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、お客様は保険料を弊社に払い込まなければなりません。

■ 第4条 (保険料不払いの場合の解除)

- 弊社は、払込期日の属する月の翌月の末日までに保険料の払込みがない場合には、お客様に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- 前項の規定による解除は、普通保険約款第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

■ 第5条 (普通保険約款の適用)

- この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条(保険金をお支払いしない場合)第2項、普通保険約款第7条(保険契約の申込み)第3項から第5項までの規定は適用しません。
- 弊社は、お客様に保険料および引受内容を記載した通知書を送付した場合には、お客様の住所あてに、遅滞なく、保険証券等を送付します。

- この特約が付帯された保険契約が普通保険約款の規定により継続される場合には、普通保険約款第34条(継続保険料の払込み)、普通保険約款第35条(継続保険料払込み前の事故)および普通保険約款第36条(継続保険料不払いによる契約の解除)の規定は適用しません。

口座振替月払い特約

■ 第1条 (保険料分割払いの承認)

弊社は、この特約により、お客様が年額保険料(この特約にもとづき1年間に支払う保険料の総額をいいます。以下同様とします。)を12分割して払い込むことを承認します。この場合において、分割して払い込む保険料のうち、第1回目に分割して払い込む保険料を「初回保険料」といい、第2回目以降に分割して払い込む保険料を「分割保険料」といいます。

■ 第2条 (特約の適用)

- この特約は、保険契約締結の際に、弊社とお客様との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
(1)お客様の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、提携金融

機関(弊社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に、保険契約締結のときに設定されていること
(2)保険契約の締結およびお客様から弊社への弊社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月20日までになされていること

■ 第3条 (初回保険料の払込み)

- 初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに弊社の定める期日(以下、「初回保険料払込期日」といいます。)に、指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行わ

れた場合には、弊社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
3. お客様は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

■ 第4条 (初回保険料払込前の事故)

- 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、お客様は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月の末日までに、弊社の指定した金融機関に払い込まなければなりません。

- 被保険者が、初回保険料払込み前の地震等による損害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、お客様は初回保険料を弊社に払い込まなければなりません。

■ 第5条 (初回保険料不払いの場合の解除)

- 弊社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の末日までに初回保険料の払込みがない場合には、お客様に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。

- 前項の規定による解除は、普通保険約款第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

■ 第6条 (保険料の返還—契約の無効・失効の場合)

保険契約の無効または失効の場合における普通保険約款第20条(保険料の返還—契約の無効・失効の場合)の規定の適用については、同条第3項の本文中、「領収した保険料のうち未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。)」とあるのは、「領収した保険料の額と、年額保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。)を差し引いた額との差額」とします。

■ 第7条 (保険料の返還—契約解除の場合)

保険契約の解除の場合における普通保険約款第24条(保険料の返還—契約解除の場合)の規定の適用については、同条第1項の本文中、「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。)」とあるのは、「領収した保険料の額と、年額保険料から未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(10円未満の端数は四捨五入します。)を差し引いた額との差額」とします。

■ 第8条 (分割保険料の払込み・分割保険料不払いの場合の免責)

- 分割保険料の払込みは、毎月の提携金融機関ごとに弊社の定める期日(以下、「払込期日」といいます。)に、指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行われるものとします。
- 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合に

は、弊社は、払込期日に当該払込みがあったものとみなします。
3. お客様が払込期日の属する月の翌月末日までに分割保険料を払い込まなかったときは、弊社は、その払込期日の翌日に生じた地震等による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

■ 第9条 (分割保険料不払いの場合の解除)

- 弊社は、払込期日の属する月の翌月末日までに、当該払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合には、お客様に対する通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- 前項の規定による解除は、普通保険約款第18条(保険契約解除の効

力)の規定にかかわらず、払い込みがなかった分割保険料の払込期日の翌日に遡ってその効力を生じます。
3. 第1項の規定により弊社が保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

■第10条（全壊認定等の場合の保険料払込み）

普通保険約款第31条（保険金支払後の保険契約）第1項の規定により、この保険契約が終了する場合には、お客様は、被保険者が保険金の支払いを受ける前に未払込分割保険料（年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下、同様とします。）の全額を、弊社が送付する払込取扱票により一時に払い込まなければなりません。ただし、お客様および被保険者（普通保険約款第15条（被保険者が死亡した場合の特別取扱い）第2項により保険金が支払われることとなる法定相続人を含みます。）が、未払込分割保険料を差し引いた保険金を受け取ることを申し出て、かつ、弊社が保険金から未払込分割保険料を差し引いた額をお支払いした場合には、弊社は、お客様が未払込分割保険料を一時に払い込んだものとみなします。

■第11条（普通保険約款の適用）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条（保険金をお支払いしない場合）第2項、普通保険約款第7条（保険契約の申込み）第3項から第5項までの規定は適用しません。

- 弊社は、お客様に保険料および引受内容を記載した通知書を送付した場合には、お客様の住所あてに、遅滞なく、保険証券等を送付します。

- この特約が付帯された保険契約が普通保険約款の規定により継続される場合には、普通保険約款第34条（継続保険料の払込み）、普通保険約款第35条（継続保険料払込み前の事故）および普通保険約款第36条（継続保険料不払いによる契約の解除）の規定は適用しません。

クレジットカード年払い特約

■第1条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

弊社は、この特約により、弊社の指定するクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）によって、お客様がこの保険契約に定められた保険料を払い込むことを承認します。

- 前項にいうお客様とは、クレジットカード発行会社（以下、「カード会

社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた方に限ります。

■第2条（クレジットカードによる保険料の払込み）

弊社は、お客様からクレジットカードによる保険料の払込みの申し出があった場合、弊社がカード会社へ当該クレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認（以下「有効性の確認」といいます。）を行ったうえで当該申し出に対する承認をした日（以下、「承認日」といいます。）に、お客様が当該保険料を払い込んだものとみなします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用されない場合
- 弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合（ただし、お客様が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、かつ、カード会社に保険料が既に払い込まれている場合を除きます。）
- 弊社は、次の各号に掲げる申込方法に応じ、当該各号に定める日に前項の承認を行います。
 - 普通保険約款第7条（保険契約の申込み）第1項第1号に規定する申込書による申込みの場合
弊社に申込書が到着した日の翌営業日
 - 普通保険約款第7条（保険契約の申込み）第1項第2号に規定する契約情報画面による申込みの場合
お客様が弊社に契約情報画面を送信した日
 - 弊社にこの特約を付帯することの申し出が到着した日が既存の保険

契約の保険期間中である場合

既存の保険契約の保険期間の末日（当該保険契約の保険期間の末日以前の日）に有効性の確認を行います。）

- この特約が付帯された保険契約においては、保険証券等に保険期間の始期として記載される日は前項各号に定める承認日の翌日とします。ただし、弊社は、お客様から承認日の翌日以降の任意の日を保険期間の始期として記載される日（以下この条において「始期日」といいます。）とする指定があった場合であって、弊社が承認したときは、その指定された日を始期日とすることができます。
- 弊社が第1項に規定するクレジットカードの有効性及び利用限度額内であること等の確認を行うことができず、第1項の申し出に対する承認を行わない場合は、弊社は、直ちにお電話、契約情報画面または書面により、お客様に対しその旨をお知らせします。
- この特約が付された保険契約が継続される場合には、第1項の規定は、継続契約の保険料の払込みにも適用されます。ただし、継続契約の保険料については、お客様からのクレジットカードによる保険料の払込みの申し出を不要とし、弊社は継続前の保険契約の保険期間中に第1項に定める承認を行います。この場合には、継続契約の始期日は、継続前の保険契約の保険期間の末日の翌日とします。

■第3条（カード会社から保険料相当額を領収できない場合）

弊社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、弊社は、お客様に当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれているときは、弊社は、その払い込まれた保険料についてお客様に請求できないものとします。

- 弊社が前項の規定により保険料を請求し、お客様が遅滞なく弊社に対し当該保険料を払い込んだ場合は、弊社は、承認日に遡って、当該保険料を領収したものとみなします。この場合には、この特約は保険期間の初

日に遡ってその効力を失います。

- 弊社が第1項の規定によりお客様に保険料を請求し、お客様が弊社に対し当該保険料を遅滞なく払い込まなかった場合には、弊社は、お客様に対する通知をもって保険契約を解除することができます。
- 前項の規定による解除は、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

■第4条（保険料の返還の特則）

弊社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、弊社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、カード会社からの保険料相当額の領収前に保険料を返還します。

- 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、弊社が第3条（カード会社から保険料相当額を領収できない場

合）第1項の規定によりお客様に保険料を請求し、かつ、お客様が遅滞なく弊社に当該保険料を払い込んでいる場合

- 会員規約等に定める手続きによってクレジットカードが使用され、かつ、会員規約等に従ってカード会社に保険料が既に払い込まれている場合

■第5条（継続契約の保険料の不払いによる直接請求および解除）

この保険契約が普通保険約款第32条（保険契約の継続）の規定により継続される場合で、継続契約の保険料について、弊社が継続契約の保険期間の初日の前日までに第2条（クレジットカードによる保険料の払込み）に規定する承認を行わなかった場合、または、弊社がカード会社から継続契約の保険料相当額を領収できない場合は、弊社は、お客様に対し、当該保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等に従ってカード会社に継続契約の保険料が既に払い込まれているときは、弊社は、その払い込まれた保険料について、お客様に請求できないものとします。

- 前項の規定による請求に対し、お客様が遅滞なく弊社に対し保険料を

払い込んだ場合は、弊社は、継続契約の保険期間の初日の前日に遡って、当該保険料を領収したものとみなします。この場合、継続契約にこの特約は付されなかったものとします。

- 第1項の規定による請求に対し、お客様が弊社に対し保険料を遅滞なく払い込まなかった場合には、弊社は、お客様に対する通知をもって継続契約を解除することができます。
- 前項の規定による解除は、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、継続契約の保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

■第6条（普通保険約款の適用除外等）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第7条（保険契約の申込み）第2項から第6項までの規定は適用しません。

- 普通保険約款第7条（保険契約の申込み）第1項により、弊社がこの特約を付帯した申込書の送付または契約情報画面の送信を受けたときは、弊社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う場合には、お客様の住所あてに保険証券等を送付します。
- 前項にかかわらず、引受けを行わないものについては、弊社は、お客様

の住所あてに引受けを行わない旨およびその理由を記載した書面を送付します。

- この特約が付帯された保険契約が普通保険約款の規定により継続される場合には、普通保険約款第34条（継続保険料の払込み）、普通保険約款第35条（継続保険料払込み前の事故）および普通保険約款第36条（継続保険料不払いによる契約の解除）の規定は適用しません。

ご不明な点、ご相談、苦情などお気軽にお問合せください。専門スタッフがていねいにお答えします。

お客様コールセンター

0120-431-909 受付時間 / 9:00 ~ 18:00
(土・日・祝日を除く)



日本震災パートナーズ株式会社
Shinsai Partners Inc